

事 務 連 絡
令和2年4月10日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を
受けた事業の継続に係る要請等について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはかねてからお願いしているところですが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

貴会におかれても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について会員企業の皆様にも周知いただきますようお願いいたします。

以 上

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

建設業関係団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について（依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から 5 月 6 日までの 1 か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の 7 都府県とされとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について会員各位に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」(三.(3)⑪)とされており、同方針の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」では、貴会にも関係する記載も例示として挙げられております。

つきましては、同方針に基づき、業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図っていただけますよう、よろしく願いいたします。

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）（令和 2 年 4 月 7 日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から 5 月 6 日までの 1 か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の 7 都府県とされるとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴局等において、「基本的対処方針」について御了解いただくとともに、指定公共機関を含む所管事業者に対し、周知徹底を図っていただくよう、お願いいたします。

また、緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」(三.(3)⑪)とされているところです。

つきましては、同方針において緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者とされている、物流・輸送サービス、下水道、ホテル・宿泊、自動車整備、河川や道路等の公物管理、公共工事等に関する事業者に対し、業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を要請していただけるよう、よろしくお願いいたします。

(別添 1) 第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

(別添 2) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（政府対策本部長公示）

(別添 3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 4 月 7 日決定）